

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和3年9月13日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第9号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
3-110	長尾 隆之	○遠距離割引の廃止 ・特定大型車：「15,000円を超える部分につき1割引」 ・大型車：「5,000円を超える部分につき3割引」 ・普通車：「9,000円を超える部分につき1割引」	福岡交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和3年10月1日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第10号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
3-111~112	有限会社 若津タクシー ほか1者	○公共的割引（運転免許証返納割引1割引）の設定 ・運転免許証返納割引は、都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持している者で、運転経歴証明書を提示したもののについて適用する。	大川市・三潞郡・久留米市（旧三潞郡城島町及び三潞町に限る）	法人事業者2者（営業区域同一）
3-113	有限会社 川島タクシー	○施設及びエリアに係る定額運賃（17ルート）の設定 ・黒木～JR久留米駅 普通：6,500円 特大：10,500円 ・広川～JR久留米駅 普通：3,000円 特大：5,000円 ・上陽～JR久留米駅 普通：6,000円 特大：9,000円 ・黒木～羽犬塚駅 普通：5,000円 特大：7,500円 ・広川～羽犬塚駅 普通：4,000円 特大：6,500円 ・上陽～羽犬塚駅 普通：4,000円 特大：6,500円 ・黒木～筑後船小屋駅 普通：5,500円 特大：8,500円 ・広川～筑後船小屋駅 普通：3,000円 特大：4,500円 ・上陽～筑後船小屋駅 普通：5,000円 特大：7,500円 ・黒木～博多駅 普通：16,000円 特大：25,000円 ・八女～博多駅 普通：14,000円 特大：22,500円 ・広川～博多駅 普通：12,500円 特大：20,000円 ・上陽～博多駅 普通：15,500円 特大：25,000円 ・黒木～福岡空港 普通：16,000円 特大：25,500円 ・八女～福岡空港 普通：14,000円 特大：22,000円 ・広川～福岡空港 普通：12,500円 特大：19,500円 ・上陽～福岡空港 普通：15,000円 特大：24,500円	八女郡、八女市	